

★ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育認定の緩和措置について

< 新型コロナウイルスにより就労等について影響を受けたご家庭への対応について >

今般の新型コロナウイルスの感染拡大及び感染防止の取り組みに伴い、その影響をうけるご家庭につきまして、下記のとおり対応をいたします。今後の状況により対応が変更となる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・新型コロナウイルスの影響に伴い、育児休業が延長となった場合
- ・新型コロナウイルスの影響に伴い、就労内定者の就労開始日が延長となった場合
- ・新型コロナウイルスの影響に伴い、有期雇用契約が満了となり離職となったが、引き続き就労の意思がある場合
- ・新型コロナウイルスの影響に伴い、営業自粛している場合や、就労先より自宅待機を命じられた場合（自営業も含む）

上記の状態となった場合、保育認定の取り消しは行わず継続して登園できるよう配慮いたします。

なお、その際には別紙申立書を児童福祉課・大和庁舎総合窓口課・真壁庁舎総合窓口課までご提出いただくか、若しくは下記の宛先まで郵送にてご提出いただけますようお願いいたします。

< 郵送先 >

〒309-1292

桜川市岩瀬64番地2

児童福祉課

※4月6日から4月17日までの期間で、市役所の窓口にてご相談いただいたご家庭にご案内した内容から、一部を変更しております。先日ご提出いただいた申立書で、ご対応いたしますので、改めて提出は不要です。


【関係ページ】


HP： [【保育園・認定こども園等】新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応（4月22日更新）](#)

HP： [【保育園・認定こども園等】登園自粛のお願い及び利用者負担（保育料）の軽減措置のお知らせ（4月22日時点）](#)

（4月22日更新：関係ページを追加）

↓ 関連ダウンロード

 [【保育認定】就労状況等に関する申立書](#) PDF形式 / 550.22KB

 [【通知】新型コロナウイルスの影響を受けるご家庭への対応について](#) PDF形式 / 517.4KB



PDFファイルをご覧いただくには [Adobe Reader](#) が必要です。

お持ちでない方は、左のボタンをクリックして [Adobe Reader](#) をダウンロード(無料)してください。

📞 お問い合わせ

このページに関するお問い合わせは **児童福祉課** です。

岩瀬第2庁舎 1階 〒309-1292 桜川市岩瀬64番地2

【電話番号】 0296-75-3156（直通）

【ファックス番号】 0296-75-4690

[お問い合わせフォーム](#)